

京 都 大 学 大 学 文 書 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学文書館を置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 京都大学に、<u>公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)</u>に基づく<u>特定歴史公文書等</u>その他京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学文書館を置く。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>